

児童用送迎バス等の安全基準制定を求める意見書

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。児童・生徒を送迎するスクールバスの運転手及び添乗職員には、現状、安全研修の義務がない。また、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車ではシートベルトの設置も免除されている状況である。

幼児自らベルトの着脱が難しいため緊急時の脱出が困難なこと、幼児の体格は年齢によってさまざまであり、一定の座席ベルトの設定が困難であること、同乗者の着脱補助作業が発生することからシートベルトの設置が免除されているが、時代の変化とともに乗用車の後部座席ベルトの着用が義務づけられるなど、安全に対する考え方もより高度になっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記事項について、実現するよう強く要望する。

記

1. 児童・生徒を送迎するバス等の安全管理については、統一基準を作成し、運転手及び添乗職員への安全研修などを義務づけること。
2. 幼児専用車のシートベルト設置免除について、一定の年限を設定の上、添乗職員の義務化、シートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置等を義務づけ、事業者負担の軽減の観点から、補助を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月21日

大 阪 府 茨 木 市 議 会